

第 9 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和8年 8 月 2 7 日

定 例 会

令和8年第9回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和8年8月27日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会8月27日 午前10時00分
 閉会8月27日 午前11時30分

出席委員

教 育 長	野 口 久 男	教 育 長 職 務 代 理 者	五十畑 勝 己
委 員	山 口 文 平	委 員	足 立 夢 実
委 員	上 原 美 子		

欠席委員

委 員 渡 辺 律 子

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	野 口 毅	学校教育部長	磯 山 貴 則
教育総務部 副 部 長 兼 生涯学習課長	川 澄 大 治	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 学 務 課 長 兼 小 中 一 貫 校 整 備 室 長	菊 池 邦 隆
教育総務課長	関 根 正 和	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 指 導 課 長	千 嶋 淳 一
学校管理課長	斉 藤 邦 貴	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 給 食 課 長	小 澤 正 和
図 書 館 長	濱 田 尊 則	指 導 課 調 整 幹 給 食 課 調 整 幹 兼 第 一 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	二 瓶 剛
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小野田 昌 功	教 育 セ ン タ ー 調 整 幹	砂 原 邦 彦
南 越 谷 公 民 館 長	鈴 木 洋 介		浜 崎 重 靖

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課
調 整 幹 鈴 木 理 香

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第14号について	
	・教育長専決第15号について	
	・教育長専決第16号について	
	・教育長専決第17号について	
	・教育長専決第18号について	
	・教育長専決第19号について	
	・教育長専決第20号について	
	・教育長専決第21号について	
	・教育長専決第22号について	
	・教育長専決第23号について	(秘密会)
	議 案	
	・第34号議案 越谷市教育委員会事務局職員の越谷市への出向について	原案可決 (秘密会)
	・第35号議案 越谷市立学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について	原案可決
	・第36号議案 令和8年度越谷市教育功労者等被表彰者の決定について	原案可決 (秘密会)
	その他	
	・市長部局による中学校給食費の保護者負担額の時限的な引下げについて	
	・いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査報告について	(秘密会)
	・いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査の実施について	(秘密会)

◎開会の宣告

野口教育長 それでは、これより 8 月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本日に会議にあたりまして、越谷市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、渡辺委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

また、今年度の会議に出席する事務局職員 1 名の変更がございましたので、教育総務部長より紹介いたします。

教育総務部長。

野口教育総務部長 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

鈴木洋介南越谷公民館長が今年度の教育委員会会議に出席させていただきます。

鈴木南越谷公民館長 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

野口教育総務部長 以上でございます。

野口教育長 それでは、議事進行に入ります。

本定例会に関し、現在のところ、傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第 1 条第 2 項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、教育長専決第 23 号、第 34 号議案及び第 36 号議案並びにその他報告 2 及び 3 については、人事案件及び個人情報が含まれる内容であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前 10 時 00 分)

◎教育長報告 「教育長専決第 14 号について」

◎その他 「市長部局による中学校給食費の保護者負担額の時限的な引下げについて」

野口教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第 14 号」及び「その他の報告事項 1」につきましては、関連がございますので、一括して給食課長から説明いたします。

給食課長。

小澤給食課長 それでは、教育長専決についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の 1 ページをご覧ください。去る 7 月 23 日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました 10 件の専決事項についてご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、

かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、専決第14号 学校給食費の改定について説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の3ページをお開きください。

専決第14号 学校給食費の改定について。

学校給食費の改定について、別紙のとおり専決処理する。

令和8年7月28日、越谷市教育委員会教育長。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧ください。専決理由でございますが、2学期から改定した学校給食費を施行するにあたり、保護者への周知期間を十分に確保すること、また、国の給食費負担軽減交付金の算定根拠となる学校給食費の全国調査が本市に届いており、8月17日が回答期限となっていることを考慮すると、教育委員会会議を招集するいとまがないと判断されたため、教育長専決にて学校給食費の改定を行ったものでございます。

なお、改定の内容でございますが、7月定例教育委員会会議での協議内容から変更はなく、令和8年9月1日から施行してまいります。

専決第14号についての報告は以上でございます。

続きまして、恐れ入りますが、会議要項の69ページをご覧ください。その他の報告といたしまして、市長部局による中学校給食費の保護者負担額の時限的な引下げについて、説明いたします。

先ほど、学校給食費の改定についての専決報告をさせていただいたところですが、市長部局においても、時期をほぼ同じくして中学校給食費の時限的な負担軽減策を講じることが決定されたため、こちらの内容についてもご報告申し上げます。

まず、経緯でございます。国の令和8年度補正予算として、物価高騰対応地方創生臨時交付金が地方自治体へ交付されることとなりました。この交付金の活用方法について、市長部局で検討が重ねられておりましたが、令和8年度から小学校の給食費が無償化となった一方で、国による中学校給食費の無償化が見送られたことで、小学校、中学校の間での負担の不均衡、不公平感という新たな政策課題が生じていることや、7月の定例教育委員会会議において、学校給食費の改定に係る協議の際、委員さんからも中学校給食費の負担軽減の拡大についてご意見をいただいたことも後押しとなり、時限的な措置にはなりますが、「2財源」のとおり、この交付金から8,600万円、さらに本市一般財源から2,000万円、合計1億600万円を投じて、中学校給食費の保護者負担額の時限的な引下げを実施する方針が決定されました。

次に、負担軽減策の具体的な内容でございます。「4引き下げ後の金額」をご覧ください。9月1日からの学校給食費の改定で、中学校生徒においては月額7,400円のうち、4,850円を保護者に

負担いただくこととなっております。これを令和8年10月分から令和9年3月分の半年間限定で、保護者負担額をおよそ半額となる月額2,500円に引き下げます。

本件は、今後、9月定例越谷市議会に補正予算案として上程され、議会の承認をいただいてからの政策実施となります。そのため、保護者へ向けた通知発送は最短で9月28日月曜日に予定される議会閉会后となります。市議会の閉会次第、速やかに通知発送を行ってまいりたいと考えております。

なお、本件は、現在同時刻に本庁舎で行われております市長定例記者会見にて報道発表を行っているところでございます。

市長部局による中学校給食費の保護者負担額の時限的な引下げについての報告は、以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

足立委員。

足立委員 時限措置ということで、令和9年4月以降は未定という認識でよろしいでしょうか。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 今回の措置につきましては、令和8年度の国の補正予算分として本市に交付された重点支援地方交付金を、先ほど申し上げました8,600万円を主な財源としております。来年度もこの交付金が交付されるかどうか、現時点では分からない状況でありまして、またこの交付金については給食費のための交付金ということではありませんので、今回のように交付金が交付されるとなった場合に、引き続き給食費の負担軽減に投資できるかどうか、市の財政部門とも相談、調整をして、その結果、何らかの措置ができるかどうかということになります。そのため、現時点では未定でございます。

足立委員 ありがとうございます。

野口教育長 他の方はいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎教育長報告 「教育長専決第15号について」

◎教育長報告 「教育長専決第16号について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第15号及び第16号」につきましては、関連がございますので、一括して生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 それでは、専決第15号及び専決第16号について、関連がございますので、一括してご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。

専決第15号 越谷市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の原案決定について。

越谷市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和8年8月6日、越谷市教育委員会教育長。

続きまして、会議要項の9ページをご覧ください。こちらは令和8年9月越谷市議会に市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市公民館の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

改正理由につきましては、令和7年6月改定の「越谷市使用料等のあり方に関する基本方針」に基づき、現在の社会経済情勢等を踏まえて各施設の使用料を見直した結果、使用料の改定を要するため、当該条例の一部改正を行うものでございます。

なお、本条例の具体的な改正内容につきましては、お手元の資料1の新旧対照表をご参照いただき、ご了解賜りたいと存じます。

本条例の使用料に係る改正規定につきましては、令和9年1月1日施行としますが、3か月前から使用予約を受け付けることから、令和9年4月1日以降の使用に係る使用料に適用するものでございます。

続きまして、会議要項の17ページをご覧くださいと存じます。

専決第16号 越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例の一部を改正する条例の原案決定について。

越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例の一部を改正する条例の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和8年8月6日、越谷市教育委員会教育長。

続きまして、会議要項の19ページをご覧くださいと存じます。こちらは令和8年9月越谷市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市日本文化伝承の館の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正理由につきましては、施設の老朽化による維持管理費の増加や利用者ニーズの多様化に的確に対応するため、令和7年6月に改正した「越谷市使用料等のあり方に関する基本方針」に基づき、越谷市日本文化伝承の館の使用料の改定を行うものでございます。

なお、本条例の具体的な改正内容につきましては、お手元の資料1の新旧対照表をご参照いただき、ご了解賜りたいと存じます。

本条例の使用料に係る改正規定につきましては、令和8年10月1日施行としますが、7か月前

から使用予約を受け付けることから、令和9年5月1日以降の使用に係る使用料に適用するものでございます。

専決第15号及び専決第16号についてのご報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 社会経済状況を鑑みてとのことで、改正に関してはやむを得ない部分があるかなと思います。公民館の使用料のことですけれども、資料1の5ページに、別表2に掲げる公民館以外の公民館ということで、川柳、北越谷、越ヶ谷と3つあるのですけれども、ほかの公民館とはいろいろな部屋が少ない公民館ということでしょうか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 お見込みのとおりでございます。別表2に掲載されている公民館は、いわゆる大型館と言われているものでございまして、それ以外の公民館が別表3に、これまでは規定していたものでございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 川柳、北越谷、越ヶ谷地区は、人が多いところだと思うのですけれども、大型館を設置するということと設置しないというのは、何か方針みたいなものがあって、こちらには大型館、こちらには普通の大きさの館と、どのように決めているのでしょうか。

野口教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 基本的な方針につきましては、地区センターと公民館併設の施設でございますので、原則は市長部局で決めているのですが、大型館化するには、当然用地などが必要になってまいりますので、用地が確保できてニーズが高いといったところから順次進めてきたものと、理解をしております。

川柳地区センター・公民館につきましては、建て替えの予定が既に決まっております。現在、基本設計等を実施しているところでございます。北越谷につきましては、現在のところは建て替えの予定はないと認識しております。越ヶ谷につきましては、中央市民会館の中に入っている施設でございますので、こちらも基本、現状どおりと認識しております。

野口教育長 他の方はいかがですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎教育長報告 「教育長専決第17号について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第17号について」、教育センター調整幹から説明いたします。

教育センター調整幹。

浜崎教育センター調整幹 それでは、恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きください。

専決第17号 財産の取得についての原案決定について。

財産の取得についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和8年8月14日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の25ページをお開きください。こちらは、令和8年9月定例市議会に、越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、学習者用タブレット端末等を取得するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額以上となるため、9月市議会に提案するものでございます。

取得を予定しております学習者用タブレット端末は、購入から約6年が過ぎ、耐用年数が経過し、更新の時期に達したため取得するものでございます。

このたび取得いたします財産は、学習者用タブレット端末、タッチペン、端末管理ソフト、ハードウェアキーボード付カバー。取得予定価格は17億9,376万7,140円。契約の相手方は、富士電機ITソリューション株式会社でございます。

参考といたしまして、27ページに購入入札状況を添付いたしております。

専決第17号についての報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎教育長報告 「教育長専決第18号について」

◎教育長報告 「教育長専決第19号について」

◎教育長報告 「教育長専決第20号について」

◎教育長報告 「教育長専決第21号について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第18号から第21号」につきましては、関連がございますので、一括して学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 それでは、教育長専決についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の29ページをご覧ください。

専決第18号から第21号までの4件につきましては、令和8年7月定例教育委員会会議においてご協議いただいた事項であり、関連がございますので一括してご報告いたします。

29ページから33ページ、専決第18号につきましては、令和8年9月定例市議会に提案いたしま

す財産の取得について（越谷市立川柳中学校音楽用備品）の原案決定について、35ページから39ページ、専決第19号につきましては、財産の取得について（越谷市立川柳中学校備品）の原案決定について、41ページから45ページ、専決第20号につきましては、財産の取得について（越谷市立川柳中学校消耗品）の原案決定について、47ページから51ページ、専決第21号につきましては、財産の取得について（越谷市立川柳中学校図書）の原案決定についてでございます。

今回の報告では、関連のある4件の報告のうち、主に29ページからの専決第18号を説明させていただきます。

財産の取得について（越谷市立川柳中学校音楽用備品）の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和8年8月14日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の31ページをお開きください。こちらは、令和8年9月定例市議会に越谷市長が提出する財産の取得について（越谷市立川柳中学校音楽用備品）の議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立川柳中学校音楽用備品を取得するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額以上となるため、提案するものでございます。

内容といたしましては、取得財産、音楽用備品一式。取得価格3,353万6,800円。契約の相手方、株式会社下倉楽器大宮店でございます。

また、参考といたしまして、33ページに入札状況を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

ほか3件につきましても、専決第18号と同様に、取得財産、取得価格、契約の相手方や入札状況を掲載してございます。

なお、契約の相手方につきましては、越谷市立川柳中学校備品及び消耗品は株式会社まっくら、越谷市立川柳中学校図書は株式会社図書館流通センターでございます。

専決第18号から第21号についての報告は以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 32ページの楽器ですけれども、打楽器と弦楽器などは記載があるのですけれども、ピアノは含まれるのでしょうか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 ピアノに関しましては、その他楽器の中に電子ピアノが含まれてございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 卒業式、入学式などにピアノ使うと思うので、その扱いをお教えいただければと思います。もちろん必要なものだと思うのですけれども、今の物価的にどれぐらいにかかっているのかと

いうことを一応市民の皆さんも知っていた方がいいかなと思ったのです。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 楽器の中に、卒業式、入学式などに使うピアノは含まれておりません。楽器が高額なもので、動かす場合にもピアノの音が変わってしまうなど難しい楽器のため、購入はせず既存のピアノを使います。

野口教育長 他の方はいかがでしょうか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 51ページの図書購入について、株式会社図書館流通センターは、この辺ではどこの学校、市町村でも、該当する業者だと思うのですが、他に同じく入札に対応できる業者はあるのか、教えてください。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 今回、一般競争入札で実施しました。実施に当たっては、2者以上の見積りが必要です。埼玉県内の業者だったと記憶しておりますが、そちらから見積りを徴収いたしまして、一般競争入札で実施させていただいた経緯がございます。今回の入札者の他にも県内に対応できる業者はあると認識しております。

五十畑教育長職務代理者 分かりました。

野口教育長 山口委員。

山口委員 一般の書籍を対象とした図書取次ぎでは、トーハンが一般的には大きいと思うのですが、学校図書をトーハンは扱っていないのですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 学校図書は、図書を購入したときにラベリングをして管理をしなければいけないので、それを踏まえて業者登録をしていただく形になります。今回の仕様にもあるのですが、背にラベリングだったり、コーティングだったりという作業も含めている関係もありまして、例えば市外の業者にも確認をしたのですが、なかなかそこまで対応できるというところがないというのが実情でございます。

山口委員 分かりました。

野口教育長 他の方はいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第22号について」

野口教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第22号について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

野口教育総務部長 それでは、専決第22号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の53ページをご覧ください。専決第22号 令和8年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和8年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和8年8月14日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊1の令和8年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書の2ページ及び3ページをお開きください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。3ページの表の一番下にごございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回2,000万円を減額し、補正後の総額は127億8,237万円となります。

次に、歳入の内容でございしますが、8ページ及び9ページの（1）歳入予算説明書をご覧ください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金につきましては、先ほど報告にありまして、中学校給食費の保護者負担額の時限的な引下げの実施に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,600万円を追加いたします。

次に、20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、中学校給食費の保護者負担額の時限的な引下げの実施に伴い、学校給食費実費徴収金1億600万円を減額いたします。

次に、歳出の内容でございしますが、戻りまして、5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回9,420万円を追加し、補正後の総額は225億7,772万4,000円となります。

歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。16ページ及び17ページの事業別予算説明書をご覧ください。中段の1項教育総務費、3目学校教育指導費の学校教育支援事業につきましては、いじめ防止対策委員会に係る委員報酬として240万円を追加いたします。

次に、4目教育センター費の教育センター事務費につきましては、公用車の事故に係る修繕料として29万円を追加いたします。

次に、5目科学技術体験センター費の科学技術体験センター管理運営費につきましては、排煙窓に係る修繕料として290万円を追加いたします。

18ページ及び19ページをご覧ください。2項小学校費、1目学校管理費のうち学校活動運営費につきましては、年数の経過に伴い、消火器の購入に係る消耗品費として235万円を追加いたします。

また、施設管理費につきましては、荻島小学校第二グラウンドの陥没に係る学校施設状況調査委託料に加え、施設改修に係る修繕料として、合わせて2,500万円を追加いたします。

さらに、備品等整備事業につきましては、令和9年度の児童数及び学級数の増加に伴う消耗品費として320万円を追加いたします。

次に、3項中学校費、1目学校管理費のうち、学校活動運営費につきましては、年数の経過に伴い消火器の購入に係る消耗品費として165万円を追加いたします。

また、施設管理費につきましては、施設改修に係る修繕料に加え、南中学校の長寿命化事業に係る地質調査委託料として、合わせて3,610万円を追加いたします。

20ページ及び21ページをご覧ください。3項中学校費、1目学校管理費のうち、備品等整備事業につきましては、令和9年度の生徒数及び学級数の増加に伴う消耗品費等として290万円を追加いたします。

次に、6項社会教育費、1目社会教育総務費のうち、文化財保護事業につきましては、大間野町旧中村家住宅に係る植木管理等委託料に加え、市指定文化財に係る補助金として、合わせて71万円を追加いたします。

次に、2目コミュニティセンター費のコミュニティセンター費につきましては、大ホールのトイレ系統污水管に係る修繕料として400万円を追加いたします。

22ページ及び23ページをご覧ください。4目図書館費の図書館活動運営事業につきましては、蔵書等整備事業に係る書籍消毒機購入費として112万円を追加いたします。

次に、7項保健体育費、1目学校保健費の健康管理事業につきましては、事業費の確定に伴い220万円を減額いたします。

次に、2目学校給食費のうち、学校給食事業につきましては、学校給食センターに係る調理用機器購入費として270万円を追加いたします。

また、施設管理費につきましては、学校給食センターに係る修繕料として570万円を追加いたします。

なお、その他の項目につきましては、会計年度任用職員の報酬等の追加が主なものでございます。

詳細は事業概要欄をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。(3)債務負担行為でございますが、追加が1件ございます。小学校設備改修工事につきましては、弥栄小学校及び平方小学校のエレベーターに係る改修工事費について、令和10年度まで限度額8,100万円を設定いたします。

教育長専決第22号に係るご報告は、以上でございます。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 荻島小学校の第二グラウンドの陥没ですが、状況はどんな感じで、どれぐらいの教育活動に影響があるのか等、分かったら教えてください。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 令和7年12月に陥没がございまして、その安全性を確認するためにグラウンド

全体として、他に穴がないか、空洞はないか等を調査するものになります。一、二年前ぐらいに、水道管の敷設工事を行った経緯がありまして、ちょうど陥没箇所の近くに管が出きたのです。その水道敷設工事をしたときの写真が残っていたので、確認をしたのですが、当時の状況と見比べると、深さ、位置的にも、本来敷設した管を中心に陥没していたということであれば、その原因が考えられるのですけれども、管がずれて陥没をしておりましたし、その工事の復旧状況を見ますと、一概にはその工事が原因だったということは言い切れない状況と判断いたしました。工事から1年ぐらい経っているので、原因がつかめない状況です。校長先生からもグラウンドの活用に支障があると困るという話がございます中で、このように予算を計上させていただいて、空洞はないか等を確認させていただきたいと考えております。

もともとは、田んぼだったと伺っています。八潮市の陥没事故や国道4号線大間野交差点も暫し陥没している状況があるようなのですけれども、例えば、下に水が流れていると、水道管も一つの原因と考えられるのですけれども、漏水など水が出ていると一緒に流れていってしまう、砂を持っていってしまうわけです。そこで空洞ができてしまい、陥没するというケースがほとんどではないかなと思います。ただ、水に関しましても、今回はそこまで水道管が漏水している状況ではありませんでしたので、ソナーをかけて調査をしたいということで計上した状況です。

現状といたしましては、今は特に制限なくグラウンドを使っている状況であります。

野口教育長 教育総務部長。

野口教育総務部長 補足させていただきますと、学校管理課長から報告させていただいたとおり、昨年12月に話があり、その後、緊急的な対応をさせていただいています。当然その空いた穴は塞いで、グラウンド全面を数日かけて、専用の機械で、下に穴が空いていないかという調査をしています。ただ、専門業者による調査ではないので、本当に大丈夫なのかという不安が残るため、ここは念には念を入れて、専門業者に今回委託をさせていただいて、大丈夫かどうか確認させていただきたいというものです。仮に穴が空いている、そういった空洞があるということが分かったときには、それはすぐに対応させていただくということで、今回こういった補正予算を計上させていただきました。なお、学校の活動には今のところ支障は出ておりません。

野口教育長 他の方はいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎第35号議案 「越谷市立学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について」

野口教育長 続きまして、第35号議案「越谷市立学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について」、学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 それでは、第35号議案 越谷市立学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、会議要項の63ページをご覧ください。

第35号議案 越谷市立学校適正規模・適正配置審議会委員の委嘱について。

越谷市立学校適正規模・適正配置審議会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年8月27日、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立学校の適正規模及び適正配置に関し必要な調査審議を行うにあたり、越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例に基づき、越谷市立学校適正規模・適正配置審議会委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の65ページをお開きください。越谷市立学校適正規模・適正配置審議会につきましては、越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例第2条第1項の規定により、委員15人以内で組織するものとされております。

また、構成は、同条第2項の規定に基づき、1号委員として学識経験者、2号委員として公共的団体を代表する者、3号委員として学校教育関係団体等を代表する者、4号委員として公募による市民となっております。

任期は、同条例第3条において2年と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆さんについては、令和8年10月1日より令和10年9月30日までを予定しております。

名簿は、選出区分、氏名、備考、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきます。その際、任期及び敬称については省略させていただきます。

はじめに、1号委員ですが、中本敬子、文教大学教授、高橋晶子、公認会計士、長野博一、高崎経済大学准教授の計3名でございます。

次に、2号委員ですが、堀井捷一郎、越谷市自治会連合会会長、深野弘、越谷市コミュニティ推進協議会理事、飯島孝子、越谷市子ども会育成連絡協議会名誉会長の3名でございます。

次に、3号委員ですが、宮園たみ、越谷市PTA連合会会長、榊原久隆、越谷市PTA連合会副会長、齋藤清一、越谷市私立幼稚園協会会長、遠藤幸樹、越谷市私立保育園・認定こども園協会副会長、青木元秀、越谷市小学校長会会長、萩原弘之、越谷市中学校長会会長の6名でございます。

最後に、4号委員ですが、鈴木秀希、公募市民、中野智弘、公募市民、濱野紀生、公募市民の3名でございます。

以上、15名の委員構成でございますが、男性が11名、女性が4名で、女性の比率が約27%となっております。

第35号議案についてのご説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

上原委員。

上原委員 本審議会がいよいよ始まるのだなと会議要項を拝見いたしました。若干、委嘱の予定が遅れているのかなという印象はございますが、もし何か理由があったら教えていただきたいという点が1点でございます。

それから、今年度はこれから半年間ございますが、ご予定が分かっておりましたら伺いたいということと、4号委員の3名の皆様方が公募市民ですが、この方々のご経歴等が分かりましたら伺いできればと思います。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 まず、委嘱が当初の予定から遅れていることについてですが、4月に公募をしまして、1か月公募期間を取りました。1名の応募はあったのですが、審査の結果、採用を見送らせていただいた経緯があります。広報にも掲載するため、タイミング的に次の公募については、7月となり、また1か月の公募期間を設け、猶予を取らせていただいたという経緯もございます。確かに進めていかなければいけないというところで、できるだけ早く動いてはいたのですが、今後、委員の皆さんも決まりましたので、できるだけ早い段階で進めさせていただきたいと考えております。

今後の予定につきましては、まず本庁内の検討委員会で準備、スタートアップをするのですが、その後第1回審議会を委嘱式と並行するような形で開催してまいります。審議会の議題を含めて検討委員会の中で、協議をさせていただきたいと考えてございます。

4号委員につきましては、公募のため経歴等が分からないものですから、申し訳ございません。

野口教育長 他にご質問またご意見等はございますでしょうか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 1号委員3名の方は、専門的な方を配置されていると思うのですが、差し支えなければ紹介していただけると助かります。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 1号委員の方ですが、中本敬子氏は文教大学教育学部の教授です。高橋晶子氏は公認会計士になりますが、現在、越谷市の行政経営審議会の委員をしております。長野博一氏は高崎経済大学の准教授になりますが、第5次越谷市総合振興計画を策定した際に、その審議会の委員と伺ってございます。国の審議会でも国土交通省の都市整備の部分で委員をされていたと伺ってございます。

野口教育長 他にご質問またご意見等はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第35号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、9月30日水曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

他に何かございますか。

〔発言する者なし〕

◎閉会の宣告

野口教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして、閉会といたします。

(午前11時30分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野口久男

委 員

五十畑 勝己

委 員

山口 文平

委 員

足立 夢実

委 員

上 原 美子

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香